

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
特定災害対策	広域災害	1 - (1)	「超」広域災害の意識啓発・災害体験の伝承	・今回の被災地では、明治三陸沖地震など遠くない過去に同じような津波被害の経験があり、「地震・津波」という教育・伝承がもっと行き届いていれば避難できた人が増え、犠牲者は減らすことができたのではないか	・特に同じメカニズムで、近い将来発生が危惧される、「東海・東南海・南海地震」に関する意識啓発の強化	・岐阜県では、平成21年から「自助実践200万人運動」として、大規模な防災啓発キャンペーンを実施している(22年12月まで参加者約59万人)。 ・今年10月は濃尾地震発生から120年の節目であるので、10月に地震防災フォーラムの開催、地震体験車を県内各地に派遣する圏域リレーキャンペーンを実施するなど、年度後半に地震防災を重点に普及啓発を展開する予定。【危機管理部門】	
		1 - (2)	広域連携	・東海・東南海・南海地震などの「超」広域の災害発生時、岐阜県は被災県になるとともに、支援県としての役割も期待される。その体制整備が必要 ・被災地になるか、救援拠点になるか、いずれにしても広域連携は不可欠。縦割りでは対応できない。	・縦割り組織の情報を連絡網で横のつながりを持たせ、情報の共有化 ・自治体単位の行政を別の自治体で補う組織作り	・岐阜県では、平成19年に発生した「石川県能登半島地震」「新潟県中越沖地震」をきっかけに、他県で大規模災害が発生した際に支援活動を行う「岐阜県大規模災害時支援対策マニュアル」を策定した。 ・また、県内で大規模災害が発生した場合のマニュアルにおいて、災害対策業務のうち、重要かつ各部間の横断的な調整が必要な課題の対策については指揮命令系統を単純化するため、特定の部長を責任者とする「緊急対策チーム」を設置している。【危機管理部門】	
		1 - (3)	支援計画	・どこの自治体(県)へどのような支援をしていくのかを、災害直後から迅速な対応ができる体制づくり ・被災地へ多数の県職員を派遣したが、その詳細情報(現地の状況や必要とされる支援などの情報等)に関する各自治体への伝達方法 ・支援に関して、県内自治体に独自の動きが多く見られたので、県内で統一できる体制づくり	・県外での災害発生時において速やかに支援ができる支援計画の策定 ・支援・応援協定を締結し、災害発生時に(規模によるが)現地事務所を開設するなど迅速に対応し、現地でのニーズなどを県内自治体へ伝達する。被災地でリアルタイムに情報収集することが必要で、それにより適切な支援対策が検討でき、ニーズに合った支援が可能となる。 ・職員派遣後の報告を各自治体に行い、現地の状況や必要な支援について情報を共有。支援に関しては、県トータルで考え、地域や地区で支援物資や支援策を割り当てるなどの調整が必要である。		
		1 - (4)	被害想定	・大規模災害を想定した被害想定調査の見直し	・津波、原発、液状化現象などの大規模災害を想定した、被害想定調査を実施し、各地域の被害(危険度)を把握。危険度の高い箇所について、市町村ごとあるいは、5圏域ごとの単位で避難所、避難路等の見直しや広域訓練の実施を図る。 ・M9程度の地震に伴う災害が発生した場合の被害想定 ・想定外の自然災害の可能性を再検討する。	・岐阜県では、これまでに以下の地震に関する調査及び研究を実施し、被害想定、意識啓発を実施してきた。 (東海地震、東南海地震及び活断層による地震について被害想定、液状化危険度調査を実施) ・H14 岐阜県東海地震等被害想定調査 ・H15 岐阜県東海地震等被害対応シナリオ ・H17 長野県旧山口村合併に伴う被害想定追加調査 ・H22 2万5000分の1岐阜県活断層図 【危機管理部門】	
津波・液状化対策	津波・液状化対策	2 - (1)	津波対策	・今回の災害による死者の9割以上は津波被害によるものであった。 ・海拔の低い地帯への津波対策	・津波被害の本県への影響の確認	・これまで岐阜県には津波災害は基本的にはないものとしてとらえてきた(中央防災会議:三重県長島町で満潮時津波の高さは約1~2m H15.9公表)。 【危機管理部門】	
		2 - (2)	液状化現象の危険度把握・周知	・海から離れた内陸部においても液状化現象の被害が発生している。これは長周期震動によるもの。今回のような海溝型地震が東海・東南海・南海地震として発生すれば、内陸の岐阜県でも液状化現象を警戒する必要がある。造成地、埋め立て地、堤防の被害は免れない。	・東海地震、東南海地震による液状化対策として、液状化マップの作成	・岐阜県では、東海地震、東南海地震の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施している(調査報告「岐阜県東海地震等被害想定調査」:平成14年度)。調査では、県内すべての地域を500m×500mの地盤データに基づき液状化危険度(PL値)を表示している。【危機管理部門】 ・県管理区間の堤防については、津市を中心とした8河川について、「河川堤防耐震マニュアル」(国土交通省)に基づく堤防耐震点検を実施(平成7年度)。【県土整備部】	

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
特定災害対策	津波・液状化対策	2 - (3)	液状化対策	<ul style="list-style-type: none"> 液状化現象による交通の遮断が多くの地域で発生すると予測する。暫定補修程度で交通機能が維持できる程度の耐震化を全圏域の基幹交通網で進める必要がある。 一般住宅の地盤改良対策の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 道路網に沿った場所における、従来よりも精度の高い液状化危険度マップを作成し、重要度等も考慮した優先度を決めたと上で順次対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県では、東海地震、東南海地震の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施している(「岐阜県東海地震等被害想定調査」：平成14年度) 調査では、県内すべての地域を500m×500mの地盤データに基づき液状化危険度(PL値)を表示している。【危機管理部門】 	
	原子力災害対策	3 - (1)	放射性物質の異常データの情報共有体制	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事故・災害時において、事業者からはもとより、国及び近隣自治体間の迅速な情報共有の体制構築が必要不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> 従来は、原発立地県を中心に緊急時の情報ネットワークの整備が進められてきたが、隣接県である岐阜県もそのネットワークに参画すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画における原子力災害対策について 県の地域防災計画は、主に放射性物質運搬中の事故等、半径15m程度の小規模な事態を想定している。 原子力事業所の事故等については、最寄りの原子力事業所から25km離れており、原子力安全委員会の定めるEPZ(防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲 8~10km)の区域外である。【危機管理部門】 	
		3 - (2)	住民の避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事故災害発生時に、迅速・的確に避難活動を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の大気拡散分布を予測する「SPEEDI(スピーディ)」を活用し、近隣県の原子力発電所でレベル7相当の放射性物質の放出があった場合の、岐阜県への影響について計算結果を提供してもらい、避難区域・経路・避難先候補の事前評価を行う。 SPEEDI(スピーディ)活用は不可欠。放射能被害を想定した県地域防災計画の見直し 県外への避難体制の整備 放射線等の異常データの住民への迅速な情報提供 		
		3 - (3)	モニタリング体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 放射能測定(環境中、降下物) 水道水の放射線量の測定機関の不足 水道水への影響と対応 影響範囲の把握 原子力発電所の事故による放射線影響の検討及び避難判断 	<ul style="list-style-type: none"> 自前の環境放射線モニタリング機器及び放射線スクリーニング機器の強化と平常時における定期的な運用、観測データの記録蓄積 市町村ごとの放射線定点測定器の設置 水道水の放射線量の測定機関の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 県の環境放射線監視体制 消防本部での環境放射線測定 緊急時の活動用にポータブル放射線測定器が県内10消防本部に整備されている。平常時は毎週1回環境放射線を測定し、緊急時に備えている。 福島第一原発の事故発生以降、毎日2回(10時と16時)測定を行い、監視を強化している。 文科省委託事業 従来から、文科省委託事業として環境放射能水準調査を実施しているが、福島第一原発の事故発生以降は、監視を強化するとともに、測定結果を県ホームページで公開している。 モニタリングポスト(各務原市の県保健環境研究所に設置)による環境放射線の測定 平常時から連続測定を実施しているが、緊急対応として毎日2回(9時と17時)に分けて測定値を公開 降下物中(保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定 平常時の月1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回の測定を行い、その結果を公開 水道水中(県保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定 平常時の年1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回測定を行い、その測定結果を公開 上記の他に、平常時対応として、環境中の放射性物質の測定を従来から実施(大気浮遊じん(年4回)、土壌(年1回)、精米(年1回)、ほうれん草(年1回)、大根(年1回)、茶(年1回)、牛乳(年1回)) 【危機管理部門・環境生活部】 県の水道水の監視 福島第一原発事故発生以降、岐阜県保健環境研究所において、各務原市と県営水道中津川浄水場の水道水を測定し、結果を県ホームページで公開(福島第一原発の事故発生以降、1日2回(10時と17時)に公開)【健康福祉部・都市建築部】 継続的な放射性物質監視体制の強化 放射性物質の検査機器を追加整備中 空間放射線測定機器3台(揖斐川町、多治見市、高山市) ゲルマニウム半導体検出器2台 GMサーベイメーター17台 【危機管理部門・環境生活部・健康福祉部】 	

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
特定災害対策	原子力災害対策	3 - (4)	専門家による助言・支援体制の整備	専門家による助言・支援体制の整備	緊急時における県内及び近県在住専門家による助言・支援体制の整備	【危機管理部門】	
		3 - (5)	医療活動体制の強化	被災者への放射能測定・除染 ヨウ素剤の投与・備蓄 健康相談	安全・安心確保のための迅速な放射能汚染医療体制の立ち上げ手順の整備	県によるヨウ素剤の(流通)備蓄 岐阜県製薬協会及び岐阜県医薬品卸協同組合と締結している「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書(H9.4.16)」に基づき入手する。【健康福祉部】	
		3 - (6)	農作物等の検査体制の整備と風評被害対策	農畜産物への影響と対応 農作物の出荷制限等の対応について、政府の発表が二転三転し、政府と地方行政との連携が不十分なこともあって、生産者の混乱を招いた。	気象条件等からみた放射能の拡散、被害範囲の予測を行い、これに対する品目別の対応方針を定める。 風評被害回避のための迅速な放射能汚染検査体制の立ち上げ手順の整備 政府との間で出荷制限に係る基準値、制限の条件、保証等に係る事前打ち合わせと役割分担を明確にする。 生産者、JA、流通業者等への伝達ルートを一から構築しておく。 野菜等の放射線汚染の調査体制の確立及び風評被害に対する対策	県の環境放射線監視体制(3 - (3))に同じ 平常時対応として、環境中の放射性物質の測定を従来から実施(大気浮遊じん(年4回)、土壌(年1回)、精米(年1回)、ほうれん草(年1回)、大根(年1回)、茶(年1回)、牛乳(年1回)) 継続的な放射性物質監視体制の強化 放射性物質の検査機器を追加整備中 ゲルマニウム半導体検出器2台(農畜産物や水の放射線量及び核種を測定) 県内主要農畜産物の放射性物質のモニタリング検査を実施し、県産農産物の安全性を確認 実施期間:平成23年9月～ 検査品目:ほうれんそう、原乳 検査点数:各1点/週 生産者、JA、流通業者等への伝達ルート 危機管理の伝達ルートを活用 生産者:県 各農林事務所 市町村 生産者 JA:県 JA岐阜中央会 県内JA 流通業者:県 市場 流通業者 【農政部・環境生活部・健康福祉部】	
		3 - (7)	放射能汚染地域での救助・捜索・消火活動	(今回の地震発生時の原子力災害など)、地震等との複合災害以外の状況を想定した現場対応が求められる。	実際に救助・捜索・消火活動を実施する県内の警察、消防隊員の中で、連携した「放射線対応チーム」を組織し、放射線安全・防護対策の定期的な合同教育・模擬訓練の実施 放射線被曝防護機材の正しい使用方法の周知	【危機管理部門・市町村・県警】	
		3 - (8)	原子力災害を想定した防災訓練	広域原子力防災体制の充実	国と原発立地県が定期的実施している原子力防災訓練時に当県も隣接県として参加 県外との連携や県内の各市町村への連絡・指示が適切に行われることを確認 被曝の危険性の正確な把握と防災訓練への取り入れ	原子力防災訓練 福井県の防災訓練への職員派遣や情報伝達訓練等によって不測の事態に備えてきた。 【危機管理部門】	
		予防対策	事業継続対策	4 - (1)	事業の継続	市町村が大きな被害を受けて行政機関が必要最低限の業務を継続することに支障が出た場合の対応が必要 岩手県大槌町では、庁舎が津波にのみこまれ、町長以下課長クラスの職員が全員行方不明となったため、行政機能が麻痺した。	県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立。 県や市町村の施設を臨時的に被災市町村が使用できる体制の確立 県や市町村間の人事交流
4 - (2)	住民情報等の保管対策			住民個人情報(デジタル)等の保存、媒体保管場所の分散化 岩手県陸前高田市、大槌町、宮城県南三陸町と女川町の4市町は住民基本台帳のデータが津波により消失。しかし、保守管理業者に数ヶ月以内にバックアップしたデータが残っていた。 また、戸籍については戸籍法に基づき法務局にデータを送信していたため、再生手続きが進められている。	市町村において実施 大規模災害時の個人情報の消失を防ぐ、バックアップシステムの構築	【市町村】	

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
防災対策	耐震化対策	4 - (3)	一般住宅の耐震化の普及推進	・今回は津波被害がクローズアップされているが、将来起こりうる震災対策には一般住宅の耐震化が不可欠	・一般住宅の耐震化(耐震診断、耐震補強)をより一層推進すべき	・住宅密集地などを対象としたローラー作戦による普及啓発 ・木造住宅の無料耐震診断の実施 ・木造住宅耐震補強工事に対する補助の実施 ・市町村及び建築関係団体との連携による取り組みの強化【都市建築部】	
		4 - (4)	公共インフラの耐震化	・緊急交通路となる道路の被災の最小化と復旧の迅速化	・緊急交通路となりうる道路を想定し、耐震補強を推進 ・復旧の迅速化のため、専門家による被災情報把握や資機材や労務提供が可能な会社との応援協定締結	・県では、緊急輸送路の機能確保のための沿道建物の耐震化を推進【都市建築部】 ・県管理道路における緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁について耐震対策を推進。 ・建設・運用中の治水ダムは、耐震基準に基づき設計されており、耐震化対応済み。 ・河川管理施設である排水機場については、県管理の4箇所のうち3箇所について、耐震化対応済み。【県土整備部】	
		4 - (5)	農業用ダムの点検	・強い揺れで農業用ダムえん堤決壊の事例があった。 ・福島県須賀川市勝沼湖でかんがい用のダムが地震直後に決壊し、7人が死亡、1人が行方不明となった。	・県内の全てのダム、えん堤の防災対策総点検	1. 農業用防災ダム等の現状 県内の農業用防災ダム、ため池は2,477箇所存在(H23.4現在) 岐阜県内でダム基準に相当する堤高15m以上の農業用ダムは44箇所 堤高10m以上15m未満のため池等443箇所 堤高10m未満のため池等1,990箇所 2. 農業用防災ダム等の点検について (1)県では堤高10m以上の農業用防災ダム、ため池等(+)を定期的(5年毎)に点検しているほか、それ以外のため池についても管理者の要請により点検している。 (2)震度4以上の揺れが観測された場合の対応 ・堤高15m以上の農業用ダム()を管理者(市町村)において即時点検を行い県に報告することとしている。 (3)震度5弱以上の揺れが観測された場合の対応 ・堤高10m以上のため池等(+)について、管理者(市町村)において即時点検を行い県に報告することとしている。 3. 点検に基づく防災対策について ・点検の結果、堤体や余水吐、取水施設等の老朽化により改修が必要な施設は338箇所存在し、計画的に改修を進めている。 ・改修にあたっては、下流に民家や公共施設等のあるため池等86箇所を優先しているほか、短期間に全ての改修はできないことから、防災マップ(「ため池防災マップ」)を作成している。【農政部】	
		4 - (6)	大容量送水管の強化	・宮城県で被災した広域水道水用水供給事業の経験から、大容量送水管の強化が必要	・バックアップ管整備の現行計画を前倒し実施することが望ましい。	・県営水道送水管のバックアップ化(二重化)と耐震化については、優先度の高い管路から順次整備する。(平成23年度調査設計)【都市建築部】	
		4 - (7)	意識啓発の強化	・住民、市町村の防災意識啓発を進めること ・活断層図活用による認知度向上については、大縮尺の地図では「直下に断層がないから安全」との誤解を生む可能性がある。揺れの予測をセットで行う必要がある。 ・東日本大震災以降住民の防災への関心は高い。この機に防災知識普及のための啓発事業を展開 ・地域における支え合い活動の推進(「助けられ上手」への意識啓発) ・災害教訓の伝承、継承の強化	・NPOや自主防災組織などと連携して、防災意識啓発のための活動(特に若い世代に浸透するような活動)を推進する。 ・各活断層の揺れの予測マップを作成する。 【例:(独)防災科学技術研究所の地震ハザードステーション(J-SHIS)の参照】 ・特に、想定孤立集落への啓発活動を展開すべき ・見守りネットワーク活動、要支援者(防災)マップづくり、被災者支援活動訓練等の実施 ・岐阜県内の活断層等地震想定場所の提示 ・濃尾地震の災害教訓の活用	・岐阜県では、平成21年から「自助実践200万人運動」として、大規模な防災啓発キャンペーンを実施している(22年12月まで参加者約59万人)。 ・今年度は濃尾地震発生から120年の節目であるので、10月に地震防災フォーラムの開催、地震体験車を県内各地に派遣する圏域リレーキャンペーンを実施するなど、年度後半に地震防災を重点に普及啓発を展開する予定。 【危機管理部門】	

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
予防対策	防災教育	4-(8)	自宅周辺の危険度把握	・自宅周辺の環境の把握には断層のみならず、地震により発生すると考えられる堤防の決壊もあり、海拔の低い地域も含め自宅周辺の河川との関係を把握しておく必要がある。(新しい住宅地が増加し、住民が過去の災害をどれだけ把握しているか疑問である。)	・自治体ごとに住民全体が、地形の特徴と考えられる災害を把握できる研修会を行う。それにより避難場所を確認し、避難経路を考える。	・岐阜県では、平成16年度から地域における訓練として「災害図上訓練(DIG:ディグ)」の普及に努めてきた。 ・16年度からDIGの指導者養成研修を毎年実施し、平成22年度までに1,128人養成し、42市町村中32市町村で実施している。 【危機管理部門】 ・土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害ハザードマップ作成の支援を実施。【県土整備部】	
		4-(9)	自治会の未加入者問題	・自治会の加入率が低下しているとともに、若者世代の地域との関係性が希薄となっているため、地域で実施される防災訓練や行事の情報が行き渡らず、参加者数が低迷し、年齢層も高くなっている。 ・未加入者には市町村や県が発行する広報誌等も手元に届かない現状があり、防災情報等の周知のあり方を検討する必要がある。	・自治会未加入者および若者世代への情報周知を図る。	【市町村】	
		4-(10)	地域コミュニティの充実	・(地域防災に不可欠な)近所つきあいが希薄化してきたことにより、隣に誰が住んでいるか分からない状態である。	・住民同士の救助が可能となるよう住民間のコミュニケーション向上に向けた検討が必要	【市町村】	
		4-(11)	住宅密集地における消火活動体制の強化	・消火活動が難しい住宅密集地が、岐阜市等の大きな街に存在する。延焼被害は二次災害の中でも大変深刻な災害となるため、住民らによる高い初期消火機能を有する自主防災組織とすることが強く期待される。	・既存の井戸を含めて適度に井戸を配置し、緊急時には一般住民が簡単に利用できる制度を整える。飲み水に使用できなくても、避難所生活の維持にも大いに役立つと考えられる。	【市町村】	
		4-(12)	避難所生活の啓発	・避難所の位置とそこでの機能、避難所での生活等に関する住民の持つべき情報・知識を明確にし、自主防災組織ごとに絶えず啓発活動に取り組む。	・自主防災組織ごとの防災に関する勉強会、防災訓練等のイベントを恒常的に実施し、絶えず防災意識の啓発に取り組む。		
		4-(13)	防災訓練	・避難ルートの確保が不明確で、検証訓練を実施する市町村は少ない。 ・今回の東日本大震災で、防災訓練を頻繁に行っていた小学校の被害者が無かった(報道より)	・岐阜県では、土砂災害や内水氾濫など避難訓練と検証が急務 ・避難ルートにおいても図上訓練は有効であるため、避難ルートの確認のための訓練を推進すべき。 ・防災訓練の開催回数について、老人福祉施設等に課せられている基準を年2回から多数回実施するようにマニュアルを変更する。	・地域における防災訓練(消火、救助、炊き出し等災害時に想定される業務の技術習得訓練の実施)は、H18~22年度で42市町村中40(95%)で実施 ・災害図上訓練(DIG)は、H18~22年度で42市町村中32市町村で(76%)で実施 【市町村・危機管理部門】	
その他の予防対策		4-(14)	孤立化の防止	・中山間部では、中~大規模な斜面崩壊が集落の孤立化を助長すると考えられる。	・特に県内の基幹交通ネットワークにおいて弱点となる箇所を特定し、崩壊防止策を進めることが望まれる。	・県では、避難施設やヘリコプター離発着可能候補地といった詳細情報を記載した「孤立予想集落台帳」を整備し、毎年更新を行っている(孤立予想集落数:515集落(H22)) ・また、孤立集落対策として資機材(携行型浄水器、救急医療セット等)を購入し、県広域防災センターに備蓄(H21)【危機管理部門】 ・県内の孤立予想集落のうち、県管理道路に起因する区間の道路防災対策を実施中。【県土整備部】	
		4-(15)	避難所の指定	・災害に対応した避難所の指定がなされておらず、市が指定しているのみ。 ・原子力災害だけでなく水害、地震災害対策についても、県内市町村間において、また県域外も同様に広域的な体制として避難所の提携・確保(広域避難体制の整備)が必要	・地域で災害ごとの図上訓練をシミュレーションし、県民が避難所の情報共有をすることが大切(防災課でDIG(災害図上訓練)指導者養成研修を実施中) ・避難場所の選定・運営方法(センター長は民間がベスト)後方支援で行政が行う ・市町村単位の指定避難所について、大規模災害時に市町村あるいは県の枠にこだわらず、住民が避難できる利便性のいい避難所を安全に提供できるよう事前に県で調整し確保する ・各地の緊急避難場所マップの再検討	・避難所及び避難場所の指定は、市町村で定める(県地域防災計画で規定)。 ・県地域防災計画では「広域避難所」「一時避難所」「災害時要援護者に配慮した二次避難所(福祉避難所)」などの設置について記載 【市町村・危機管理部門】	

大項目 中項目 予防対策	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
予防対策	4 - (16)	要援護者支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者へのきめ細い支援が必要である。 停電による呼吸器等在宅療養機器の電源喪失 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者の避難行動の支援策の策定 要援護者リストや要援護者支援マップ、自治会名簿などを活用し要援護者への支援を実践する仕組みが必要。 家庭用電力を自給することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村と連携し、高齢者、障がい者等の災害時の避難支援対策の整備充実を図っている。 県は、平成14年に市町村における支援の手引きとなる「災害時要援護者支援対策マニュアル」を作成し、さらに平成22年には、「共助」による災害時要援護者の避難支援対策を強化するため「災害時要援護者・支援対策に関する市町村地域福祉計画等策定マニュアル」を策定している。 市町村における対応状況 市町村の災害時要援護者支援の基礎となる「全体計画」の策定状況 …… 42市町村中39市町村で策定済み(平成23年3月末) 災害時要援護者名簿の整備 …… 42市町村中30市町村で策定済み(平成22年9月末) 災害時要援護者マップの整備 …… 42市町村23市町村で整備済み(平成22年9月末) 平成22年度は、「全体計画」が未策定となっている市町村を対象とした勉強会を開催。また、県内自治体の災害時要援護者対策の事例発表、災害時の難病患者に対する支援体制について講演会を開催し、市町村間での災害時要援護者支援対策の情報共有を図った。【危機管理部門・健康福祉部】 要援護者利用施設に関連する砂防施設の重点整備を図っている。 土砂災害警戒区域等の指定の過程において、要援護者利用施設の管理者等に危険箇所を周知している。【県土整備部】 	
	4 - (17)	老人福祉施設での対策	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設での耐震診断、災害整備品のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の実施 福祉避難所の再確認 老人福祉施設協議会の圏域支部単位での防災互助協定のチェック 食料の他、懐中電灯、ラジオ、電源確保のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 県として、平成20年度に引き続いて、老人福祉施設等の耐震状況を調査中。 今後は耐震上問題のある施設の耐震化を推進する。 なお、グループホームについては、平成23年度「防災改修等支援事業費補助金」を活用して、耐震化に取り組んでいる。【健康福祉部】 	
	4 - (18)	被災時の在宅介護に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> 在宅要介護者に関する対応方針を予め定めおくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に短時間巡回介護の力を付けておき、ケアミニマムを食事、排泄、離床に限って実行する。 情報の共有化、緊急時の情報の1本化 行政か社協かどこが責任を持って指示を与えるかを確定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内関係8団体と連携し、在宅介護に関する対応方針(情報の共有を含む)を定めることとしている。 短時間巡回介護については、被災時においても対応できるよう、平常時から県内全域の普及に努めている。【健康福祉部】 	
	4 - (19)	介護ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 介護ボランティアの受け入れ方針が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ時のマニュアル作成 2級以上の有資格者を募集 同じ人が1週間滞在、休暇、1週間滞りを繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> 県内関係8団体と連携し、介護ボランティアの受け入れに関する基本的な方針を定めることとしている。【健康福祉部】 	

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針	
予 防 対 策	そ の 他 の 予 防 対 策	4 - (20)	要援護者の防災用住居マップについて	・要援護者の防災用住居マップについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む要援護高齢者(特定高齢者を含む)の住居マップを作成し、災害時には誰が責任を持って救助や安否確認等を行うのかを事前に決めておく。 ・要支援高齢者は、比較的、自分のことはある程度自分でできる状態であるので、地域包括支援センターの働きかけで、自らの避難経路や避難場所を日頃から心得ておける状況を作り出すと効果的。老人会や自治会に協力を求め、地域ぐるみの取り組みが有効。 ・支援者は、フォーマルのみならずインフォーマルな人的資源を活用できるような地域システムを構築できると良い。 ・社会福祉協議会が本来の地域福祉事業に本腰を入れると共に、行政をはじめ専門職が一体となって推し進められると効果的であると考え。 ・さらに、各自治会単位で「自主防災会」が組織化されていると思われるので、ケアマネージャーと、この「自主防災会」とのリンケージ(連携)ができる場を、行政もしくは地域包括支援センターが創設することで、情報共有のもと、緊急時対応が可能となると思われる。 	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村と連携し、高齢者、障がい者等の災害時の避難支援対策の整備充実を図っている ・県は、平成14年に市町村における支援の手引きとなる「災害時要援護者支援対策マニュアル」を作成し、さらに平成22年には、「共助」による災害時要援護者の避難支援対策を強化するため「災害時要援護者・支援対策に関する市町村地域福祉計画等策定マニュアル」を策定している。 ・市町村における対応状況 <ul style="list-style-type: none"> 市町村の災害時要援護者支援の基礎となる「全体計画」の策定済み・・・42市町村中39市町村で策定済み(平成23年3月末) 災害時要援護者名簿の整備・・・42市町村中30市町村で策定済み(平成22年9月末) 災害時要援護者マップの整備・・・42市町村中23市町村で整備済み(平成22年9月末) ・平成22年度は、「全体計画」が未策定となっている市町村を対象とした勉強会を開催。また、県内自治体の災害時要援護者対策の事例発表、災害時の難病患者に対する支援体制について講演会を開催し、市町村間での災害時要援護者支援対策の情報共有を図った。 【危機管理部門・健康福祉部】 		
		4 - (21)	情報集約システム	・被害・対処状況を一元管理できる情報集約システム(市町村内での情報共有と県への報告が同時に行えるシステム)の開発および運用	<ul style="list-style-type: none"> ・県域統合型GISの運用がなされていることから、各市町村に被害情報入力用レイヤーを割り当て、被害状況・対処状況の入力および閲覧ができるようなシステムを構築してはどうか。災害時においては、情報受信を行う部署が多岐にわたることから、情報の重複や欠落を招くことになる。このようなシステムにより、市町村内での情報共有が可能になれば、的確な対処につながるのと同時に、県に対する報告も同時に行えるようになるのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県では、「被害情報集約システム」を構築し、市町村の被害情報を他の市町村、県本部で共有し、迅速な情報共有と集約に努めている。 ・現行の「被害情報集約システム」は、県域統合型GISにリンクさせ、被害の位置情報を集約できるシステムとしている。 【担当 危機管理部門】 		
		4 - (22)	通信手段の確保	・通常通信手段が停止した場合の情報伝達体制	・衛星携帯電話等の設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部門、振興局、土木事務所に衛星携帯電話を整備している。【危機管理部門】 ・衛星携帯電話を整備している市町村 42市町村中19(45%) 【市町村】 		
		4 - (23)	住民への情報提供	・住民への情報提供ツール(手段)の確保	・国 県 市町村 住民 特に、住民への情報提供の多重化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線を整備している市町村 42市町村中41(98%) 東白川村は、住民への情報提供ツールとして、CATV(ケーブルテレビ)網を活用。【市町村】 		
		応 急 対 策	医 療 救 護 対 策	5 - (1)	災害医療計画の見直し(医療圏、医療の指揮・命令系統)	・岐阜県内の多数の傷病者が出る様な災害において、二次医療圏を遥かに超えた対応が必要。	・災害医療計画を根本的に見直し、県レベルでの医療の指揮・命令を整備する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置時には、本部の一部組織として、医療救護チームを設置(責任者 健康福祉部長、副責任者 健康福祉部次長) ・医療救護チームは、DMATの派遣等、災害時の医療救護体制の確保と医療機関との調整を実施することとなっている。【健康福祉部】
5 - (2)	患者医療情報の集約・維持・共有			・病院等の被害において、患者の医療情報が失われ継続できないため、避難所の医療がせつななものになっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・患者医療情報を病院単位ではなく、統一されたサーバー等で集約的に維持する仕組み有効である。 例えば、GEMITS/MEDICAがそれを行える。 	現状において、未対策。【健康福祉部】		

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
心 急 対 策	医 療 救 護 対 策	5 - (3)	各種被害状況の把握と情報提供	・社会インフラ(道路、鉄道、電気、水道)の被災状況把握と情報提供の迅速化 ・日本医師会災害医療チーム(JMAT)の活動での日本医師会と県の医師会との両者間の情報不足、現地の状況の把握ができていなかった。	・収集情報を一元化する防災体制時の組織構築とシミュレーション ・被災地域の情報の共有化、一元化	・岐阜県では、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に県内の災害情報を収集・集約・公表する「災害情報集約センター」を設置する。災害発生直後は2～3時間程度を目処にプレスリリースし、迅速な公表・共有に努めている。【危機管理部門】	
		5 - (4)	防災行政無線の活用	・防災行政無線は整備されているが、上から下に一方通行で、現場から情報を上げる仕組みがない。(無線ルートによる情報伝達・収集の確保)	・救命活動や物資のニーズなど把握のため、地域内や学校区内ぐらいの範囲で情報収集が可能であることが必要	(再掲) ・防災無線を整備している市町村 42市町村中41(98%) 東白川村は、住民への情報提供ツールとして、CATV(ケーブルテレビ)網を活用。【市町村】	
		5 - (5)	緊急時医療応援体制の確立	・緊急時医療応援体制の確立	・緊急時医療応援体制の確立 ・日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣に備え、ある程度のも(薬品・機器)が揃った簡易診療所リストがあると便利	・災害医療分野における体制整備は「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」において定めている。これに基づき県と市町村は連携して医療救護活動に取り組むこととしている。【健康福祉部】	
広 域 受 援 対 策		5 - (6)	各救援部隊・物資のコントロール	・宮城県に関しては、警察、消防の広域援助隊が各府県から応援に来ていたが、各市町村に分派し、集中運用がなされていないため、人員的にも規模が小さい状況にある。	・各救援部隊及び救援物資のコントロール化 ・被害状況に対する分析を実施するとともに効率的・迅速な派遣活動の実施に努める。	・岐阜県では、「岐阜県災害時広域受援計画」を策定し、県本部において応援部隊を一元的に連携を図る仕組みとなっている。 ・また、運用する体制は「災害対策マニュアル」において「指揮総括チーム」広域応援班7人でこれらの活動把握及び調整にあたることとしている。【担当 危機管理部門】	
		5 - (7)	様々な応援要請の想定	・「医療・看護・介護」など、様々な支援を受け入れることを想定した、他県への応援要請の連絡ルートを想定する必要がある。	・県の担当毎に、他県への応援要請の連絡ルートを想定し、連絡方法を作成する。 ・被害想定に基づく必要な支援のシミュレーションと、計画策定を支援(県 市町村) ・岐阜県 NEXCO 包括協定に基づく地域支援本部要員の参集	・岐阜県では、「岐阜県災害時広域受援計画」を策定し、県本部において応援部隊を一元的に連携を図る仕組みとなっている。 ・また、運用する体制は「災害対策マニュアル」において定めており、警察・消防・自衛隊は「指揮総括チーム」、ヘリコプターは「ヘリ統制チーム」、医療関係は「医療救護チーム」など、担当を定めている。【担当 危機管理部門】	
		5 - (8)	広域自治体間の応援協定	・広域災害により近隣自治体、近隣県も被災し、さらに遠隔地の自治体との支援活動が求められる。	・広域自治体間の災害時応援協定の締結	・岐阜県では、他県との災害時応援協定を近隣県と実施しているが、遠隔地との協定は実施していない。 (1) 全国都道府県との災害時応援協定 ・協定締結日:平成8年7月18日 ・協定の内容:災害時における応援 ・締結県:全国都道府県 (2) 中部9県1市との災害時応援協定 ・協定締結日:平成7年11月14日 ・締結県:愛知、三重、滋賀、石川、福井、富山、長野、静岡、名古屋市 (3) その他、隣県との防災ヘリ応援協定を締結 ・愛知、三重、長野、石川、富山、滋賀、福井県、名古屋市 【担当 危機管理部門】	
		5 - (9)	活動拠点	・東北地方へ電力復旧作業に向出した際、ライフライン復旧活動拠点として、膨大な車輛や要員の受入れが可能な施設が準備されていた。	・隣接県をまたぐ広域防災拠点の整備 ・県からはライフライン復旧活動拠点候補地としてリストを提供されているが、災害時には各施設管理者との交渉が必要であり、場所の決定や利用までに時間を要すると想定される。 ・そのため、予め公共施設等(広かつ災害現場に近い場所)をライフライン復旧の活動拠点として圏域別で定めておくなどの支援	・岐阜県では、「岐阜県災害時広域受援計画」を策定し、県本部において応援部隊を一元的に連携を図る仕組みとなっている。 ・また、平成20年度にライフライン事業者(都市ガス、電気、通信等)に提供可能な活動拠点候補地を各市町村で選定し、各事業者に情報提供を行った。【担当 危機管理部門】	

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
広域受援対策	心急対策	5 - (10)	迅速・確実な情報の集約と収集	・広範囲にわたる電話回線の途絶、役場機能の停止(防災無線等の機能不全、情報集約機能の不全)	・確実・迅速な情報の集約 アマチュア無線を活用している会社、タクシー会社等の活用による情報の収集	・岐阜県では、災害時応援協定を143締結し、そのうち非常用通信事業者とは3機関(日本アマチュア無線連盟(防災課)、タクシー協会(県警)、トラック協会(県警))と締結し災害時の活用を図っている。 ・また、市町村と被害情報を共有する「被害情報集約システム」により、県内の被害を市町村と共有し、集約する仕組みは構築済みである(市町村が入力不可の場合は県の現地機関で代理入力を行う)。(担当 危機管理部門)	
		5 - (11)	救援物資の滞留防止	・救援物資について、品目によっては被災地で大量に余っていた。	・災害時に機能する物流センターを確保し、そこから各避難所に物資を輸送する。	・岐阜県では、阪神・淡路大震災の教訓から、物資が滞留しないように、一時的に集積する物流拠点(「一時集積配分拠点」)を全市町村に配置(119箇所指定)している。 ・一時集積配分拠点は「岐阜県災害時広域受援計画」に規定(担当 危機管理部門)	
		5 - (12)	備蓄体制の見直し	・防災備蓄品目(燃料、水、食料等)数量の明確化と貯蔵施設の整備 ・防災体制における県内各市町村の防災備品等リストの共有及び電算化ができないか。	・被害想定に基づく必要な支援のシミュレーションと、計画策定を支援(県 市町村) ・県・NEXCO包括協定に基づく地域支援本部要員の参集	・各市町村では、それぞれの判断により、現物備蓄、流通備蓄の災害時応援協定等を締結している。 ・また、県内の現物備蓄、流通備蓄、他県、国等への支援要請に関する運用の考え方は「岐阜県総合備蓄計画」に定めている。(担当 危機管理部門)	
		5 - (13)	災害ボランティアセンターの運営	・災害ボランティアセンター(VC)の運営について県社協とボランティア団体の連携による仕組みづくりがなされていない。 ・県、市町村社協災害ボランティアセンターの迅速な設置、効果的・円滑な運営 (1)事務所(活動拠点)の確保 (2)活動備品の整備・調達 (3)専門ボランティアとの連絡調整 (4)ボランティアバスの運行 (5)災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成・検証	・災害時における県・市町村社協「本部サテライト」の確保(現在使用している「事務所」が機能不全になった場合における活動拠点について、当該自治体と協議の上あらかじめ定めておく必要がある。県内外のボランティアが多数訪れることが想定されるため、ある程度交通手段が確保され、(広い)駐車場がとれる公の施設が望ましい。また、被災地に近い場所でプレハブ(サテライト)を建てることも考慮する。 ・活動備品の整備・調達 (1)事務所の設置に伴う備品:プレハブ、トイレ、電話、FAX、印刷機、パソコン、掲示板、事務用品等 (2)ボランティア活動に必要な備品:パール、スコップ、(ノーバンク)一輪車、自転車、バイク、軽トラ等の整備・調達方法(「協定」を含む)について検討する。 ・専門ボランティアとの連絡調整 災害時における協働活動が実施できるよう、応急危険度判定士、外国語通訳、臨床心理士等必要となる専門家との連絡調整を図る。 ・ボランティアによる被災者に対する支援活動を継続的に行うため、バスの運行を考慮する。	・岐阜県では毎年「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を実施し、災害ボランティアセンターの運営について中核的な役割を果たせる人材の育成を図っている。 (H14～H22で900人養成) ・また、平常時において毎年「岐阜県災害ボランティア連絡会」を開催し、災害時にボランティアによる災害救援が円滑に行われるよう構成団体相互間の連携・協力の構築に努めている。 ・平成18年3月、ボランティア用の資機材を含む防災資機材を飛騨総合庁舎に配備。(担当 危機管理部門)	
		5 - (14)	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル	・災害ボランティアと地元のニーズとのマッチングを行う災害ボランティアセンターの迅速・的確な運用が求められる。	・市町村社協(市町村)におけるマニュアルづくりと訓練等による検証	・県内市町村におけるボランティア支援に関する業務マニュアルを整備しているのは42市町村中23(55%)。 ・岐阜県では毎年「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を実施し、災害ボランティアのセンターの運営について中核的な役割を果たせる人材の育成を図っている。 (H14～H22で900人養成) ・また、平常時において毎年「岐阜県災害ボランティア連絡会」を開催し、災害時にボランティアによる災害救援が円滑に行われるよう構成団体相互間の連携・協力の構築に努めている。(担当 危機管理部門)	
5 - (15)	ボランティア活動の迅速化	・(ボランティア活動の支援について)各市町村は県の指示待ち行動が目立ち、行動がかなり遅れることとなった。 ・今回の県ボランティアバスは市町村にいい影響を与えたことで、高く評価したい。	・「災害ボランティア憲章」などを制定し、大規模災害発生時は直ちに準備し、被災地に出ていけるような仕組みが必要である。				

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
大項目 その他 の 緊急 対策	中項目 その他 の 緊急 対策	5 - (16)	避難所の整備	・避難所の整備 ・被災者の情報入手手段の確保(被災者ニーズの把握)	・緊急避難所でのプライバシー確保のできる、仕切り、テント、簡易入浴セットなどの用意 ・被災者に対するパソコンの貸出 ・避難所等でのパソコン利用環境の整備 ・避難所等に伝言板等を設置 ・市町村長等による定時発表(記者会見)の実施	・県内市町村における避難所開設、運営に関する業務マニュアルを整備しているのは42市町村中24(57%)【市町村】	
		5 - (17)	被災者・避難者の把握	・東日本大震災では、被災者・避難者の状況確認が未だにシステムティックになされていない。連絡が取れない状況が復旧・復興の妨げになる可能性が高い	・県民の安否確認・被災者情報の登録システム整備が急務。マスメディアや通信事業者の協力を仰いで、事前に検討しておくことが求められる。	・被災者、避難者の把握は原則被災市町村で実施するが、広域災害の場合は、国民保護対策として総務省消防庁で構築した「安否確認システム」の利用が想定されている。 【担当 危機管理部門】	
		5 - (18)	在宅被災者対応	・自宅にいる被災者に対し、支援物資が行き届かないという現状があった。	・在宅被災者の対応マニュアルが必要である。	【市町村】	
		5 - (19)	学校避難における授業への影響	・学校施設での長期避難のため、授業への影響(大半の学校は、指定避難所となっている)	・代替教室の確保(別の施設を利用する等の対策)	・短期的な避難箇所として、一時的に学校施設を開放することを想定した対策は構築済【県教育委員会】【市町村】	
		5 - (20)	民間企業との連携窓口	・今回の震災において各自治体からの支援要請があったが、協定を締結するときにお世話になった部署ではなく、他の部署からの要請があった自治体も多かった。	・緊急の場合には、できれば窓口を一本化したほうがその後の対応もスムーズになるのではないかと	・県では自治体、民間企業等と143の災害時応援協定を締結(H23.4.1時点) 【危機管理部門・各部署】	
		5 - (21)	飼料の確保	・東日本大震災によって東北の飼料工場が被災し、また、主要道が通行止めになったことにより本県においても家畜飼料の確保が課題となった。	・飼料の調達については、災害時のために外国等との輸入協定を締結する。 ・本県の場合、特に飛騨牛生産や酪農にかかる飛騨及び東濃地域の対応が問題になると思われるが、輸送手段についてはあらかじめコミュータ空港(注)等を活用した空輸も想定する。 (注)小型機等を使った地域航空便である コミューター機を発着させる空港	・多くの農家は、通常、2週間程度の飼料は確保している。 ・飼料の空輸については、農産物の空輸を目的とした「飛騨エアパーク(高山市丹生川町)」の活用が可能。 【各事業所、農政部】	
		5 - (22)	交通規制、公共交通確保	・大規模停電により、信号機も停電し、被災地では長期にわたり警察官による交通整理を必要としている。	・緊急時の交通規制、公共交通の確保	・信号機の非常用電源対策として、電源付加信号機(自動起動)を10箇所の交差点、発動発電機接続コネクター付き信号機を36箇所の交差点に、それぞれ整備している。 ・他の信号機交差点については、緊急交通路の確保を最重点とするなど、優先順位をつけた上で、警察官の手信号による交通規制を実施する。【県警本部(交通規制)】 ・岐阜県災害警戒本部・災害対策本部等が設置された場合に、全ての鉄道やバスの運行状況等の情報収集を行う。 また、県内第三セクター鉄道(樽見鉄道、明知鉄道、長良川鉄道)においては、運転事故や輸送障害が発生した場合にも情報収集を行うとともに、県に対して報告する基準等を定めている。 ・さらに県内第三セクター鉄道において災害等が発生し、被災鉄道会社単独では十分に復旧の応急措置等が実施できない場合に、他の第三セクター鉄道会社に応援を要請するための協定を締結済み 【都市建設部】	
5 - (23)	高速道路施設の積極的活用	・高速道路施設の積極的な活用を行い、災害応急対策、復旧対策を支援する。	・休憩施設(サービスエリア、パーキングエリア)の防災拠点・支援基地としての利活用 ・自治体・町内会と料金所等の連携を強化し、料金所施設等を一次避難場所として活用 ・(広域医療のための)高速道路内の防災ヘリポートの活用や、離発着可能箇所の検討	・岐阜県では、中日本高速道路(株)と、災害時応援協定を締結している。主な協定内容は以下のとおり。 ・大規模道路構造物の異常に対する技術的支援 ・緊急開口部の利用 等 【県土整備部】			

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
心 急 対 策	そ の 他 の 心 急 対 策	5 - (24)	帰宅困難者対策	・乗降客の多い駅(JR岐阜駅、名鉄岐阜駅など)では、帰宅困難者が多く発生すると思われる。(岐阜 名古屋方面、名古屋方面 岐阜)	・徒歩帰宅支援マップの作成および配布 ・日頃から通勤者に対し事前対策を実施 ・駅から最寄りの避難場所への確認及び避難場所の掲示	・岐阜県では、帰宅困難者にならないための啓発を実施(ホームページ) ・岐阜県石油商業組合や、コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、帰宅困難者支援ステーションとして指定(協力店舗:ガソリンスタンド723店舗、コンビニエンスストア等801店舗(H22.11現在)) 【担当 危機管理部門】	
		5 - (25)	観光客対策 (滞留旅客対策)	・(住民のみならず)震災時に被災地を旅行している観光客(外国人観光客を含む)の把握方法、及び避難誘導體制の構築が必要	・旅行中の観光客の状況把握方法の確立がまず必要。 ・鉄道駅、道の駅、観光案内所、土産物店、宿泊施設等、観光客が立ち寄る箇所のネットワークを構築すれば、把握できるのではないかと。 ・避難誘導や観光客の帰宅支援についてもこのネットワークにより提供可能と考える	・被災地における被災者の把握は原則当該市町村の災害対策本部で行う。 【担当 危機管理部門、観光交流推進局】	
復 旧 対 策	被 災 者 支 援 対 策	6 - (1)	仮設住宅		・被害想定に基づく建設用地の想定とシミュレーション	・県では、市町村と連携し、仮設住宅の建設可能用地及び公営住宅の空き部屋の把握に努めている。【都市建築部】	
		6 - (2)	長期化する避難生活	・長期化する避難生活への対応	・あらかじめ国・県・市町村の役割を明確にし、避難生活の短期化を図る(仮設住宅の建設手順)。 ・真冬、真夏など気象条件が厳しい時期の避難生活を想定した対策を立てる。	【市町村】	
		6 - (3)	被害農家に対する救済・復興対策の検討	・農業生産に係る被害に対して、行政としてできる救済措置・復興対策をあらかじめ検討する。	・被害農家を対象とした県民税・市町村民税の軽減 ・耕地の荒廃に対する農業土木技師の派遣、農業土木業者との連携に関する事 ・処分畜の埋却地の確保 ・支援・復旧ボランティアセンターの運営 等	・県の農業土木技師のみで不足する場合は、農林水産省や全国知事会による全国規模の職員派遣要請を活用する。 ・処分畜の埋却地については、口蹄疫防疫対策により埋却地を確保しており、それを応用する。 ・また、災害時には被害農家をはじめ、災害によって直接損害を受けた方に、県税の徴収猶予、期限延長及び減免措置を実施する。 【総務部・農政部】	
そ の 他 復 旧 対 策		6 - (4)	災害廃棄物の処理	・がれき等災害廃棄物の処理の遅れは、緊急車両の通行、救援物資の搬送、ボランティア活動の実施に支障をきたす	・災害廃棄物処理に関する自治体間の相互協定の締結 ・大量の災害廃棄物を処理するための広域の廃棄物処理体制の見直し。焼却等の即時処理だけでなく、大量のがれきの仮置き場の検討 ・迅速な処理方法の検討とがれき等の発生を抑える工夫が不可欠である	・災害廃棄物の広域処理については、県内市町村と協議のうえ、岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画を平成19年2月に策定済。 ・がれきの仮置き場の確保については、市町村震災廃棄物処理計画で定めることとしており、平成22年度末現在で、42市町村中26市町村が策定済。未策定の16市町村については、従来から指導しているところであるが、今年度中の策定に向けて指導していく。 【環境生活部】	